

少年法改正案の問題点と修正案のポイント

2007年4月11日

民主党法務部門

法案の内容は、触法少年やぐ犯少年に対する警察官の調査権限の付与・強化、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察中の遵守事項違反による少年院収容制度など、一言で言えば少年事件の厳罰化の流れをいっそう押し進めようというものである。以下、具体的な問題点と民主党の修正案の概要を示す。

I 触法少年・ぐ犯少年に係る事件の調査手続

(1) 警察官による調査手続の整備について

＜警察官等の調査の限定等＞

- 触法少年に係る事件についての警察官等の調査を、児童相談所長の要請を受けた場合又はその同意を得た場合に限定する。
- ぐ犯少年に係る事件についての警察官等の調査に関する規定を削除する。
- 警察官が調査を適切に行うために従わなければならない準則を、国家公安委員会規則で定めるものとする。

- ・法案は、触法少年の事件について、警察官による任意調査権限を明確化するとともに、押収・搜索・検証等の強制調査権限を付与することとしている。しかし、この警察の調査権限は、児童相談所や家庭裁判所の権限と並行的に設けられるもので、この改正によって警察が触法少年の事実上の中心機関となり、児童福祉が非行問題から遠ざかってしまうことが強く懸念される。重大事件について、警察がきちんとした手続きで物的証拠などを集め捜査することが必要な場合もあるが、主体はあくまでも児童相談所と家庭裁判所とし、両者が必要に応じて警察に調査協力要請を行うか、両者が同意した場合に警察が調査できるという形にすべきである。
- ・法案は、上記調査の結果、触法少年又はぐ犯少年の事件のうち、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当するものについては、警察官は事件を児童相談所長に送致しなければならないものとしている。従来は、警察は児童福祉

法に定める児童相談所への通告の準備行為として調査ができるにとどまり、通告した後はもっぱら児童相談所が児童を調査することとされていた。児童の通告とは別に事件の送致規定を創設することは、警察官が触法児童を児童相談所に通告しないまま、あるいは通告した後も、事件送致のために長期にわたって調査できることとなるおそれがあり、不適切と考える。したがって、警察官による児童相談所への事件送致規定は削除すべきである。

- ・ 法案は、ぐ犯少年の事件について、警察官による任意調査権限を明確化している。しかし、ぐ犯少年とは、まだ罪を犯してはいないものの、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなどの事由があって、「将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」と定義されており、「虞れ」のある少年である「疑い」のある者というきわめて漠然とした根拠で調査できるのでは、例えば、夜、塾帰りの中学生が、ちょっとマンガを立ち読みしようとしてコンビニに立ち寄っただけでも警察の調査対象になってしまうなど、警察の調査対象の範囲が際限なく広がってしまうおそれがある。したがって、ぐ犯少年に対する警察の調査権限に関する規定は削除すべきである。

＜質問において少年を保護するための措置＞

- 少年及び保護者は、弁護士の中から調査付添人を選任することができる。
- 少年に対する質問に際しては、少年、保護者、児童福祉司又は調査付添人が求めたときは、児童福祉司又は調査付添人の立会いを認めなければならないものとする。
- 警察官は、少年に対し、あらかじめ、答弁を強要されることはないこと等を告げなければならないものとする。
- 少年の答弁及び質問の状況のすべてを記録媒体に記録しなければならないものとする。
- 質問の中止、調査の中止等に関する規定を設ける。

- ・ 14歳以上の少年事件でも、警察の過酷な取調べで虚偽の自白がなされたことがのちに判明し、非行事実なしとされたものは少なくない。表現能力などが不十分で暗示や誘導にもかかりやすい低年齢の少年にまで警察官の取調べが行われるとするならば、ますます虚偽自白が作り出されることが危惧される。特に児童相談所への一時保護によって事実上身柄を拘束されている触法少年の場合には、任意性は名ばかりになるおそれがある反面、成年の被疑者に認めら

れる黙秘権等の権利も保障されていない。警察が触法少年に対する取調べを行うことを認める場合には、取調べの任意性や黙秘権を少年に明示し保障すること、保護者の同意なしに弁護士を選任できることを明示すること、取調べは児童福祉司または弁護士の立会いを原則とすること、ビデオ録画など取調べ可視化の方策を義務づけるなどの配慮規定を設けるべきである。また、これらに反する不適切な取調べが行われた場合には、児童相談所がその中止を命じることができるようにすべきである。

(2) 重大事件の原則家庭裁判所送致について

＜家庭裁判所送致に係る規定の削除＞

- 都道府県知事又は児童相談所長は、一定の重大事件の送致を受けたときは、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないとする旨の規定を削除する。

・法案は、都道府県知事又は児童相談所長が一定の重大事件の送致を受けたときは、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないものとしている。しかし、14歳未満の少年の処遇・措置については、通告を受けた児童相談所において、心理学や児童福祉の専門的知識を有する児童福祉司等が児童の心理や生育環境、家族の状況などを調査したうえで福祉的な観点から指導や保護を行うことがまず追求されることが原則である。原則家裁送致制度はこのような児童福祉機関の裁量権限を狭め、児童福祉の機能を後退させるものであることから、削除すべきである。

II 14歳未満の少年の少年院送致について

＜14歳未満の少年の少年院送致等についての修正＞

- 初等少年院における処遇は、児童自立支援施設における処遇と著しく均衡を失することがないように、留意されなければならないものとする。
- 初等少年院は、おおむね14歳以上16歳未満の者を収容するものとし、医療少年院は、おおむね14歳以上26歳未満の者を収容するものとする。

- ・法案は、14歳未満の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができるものとしている。小学校高学年程度の児童は少年院送致が現実のものとなるように考えられるし、法務大臣は5歳児の少年院送致も「あり得ないとは断言できない」と答弁している。しかし、低年齢の少年については児童福祉施設での「育て直し」、福祉的教育的支援こそが必要であり、少年院収容年齢の下限を撤廃することは適当ではないと考える。例外的に、例えば中学校の同級生がともに事件を起こし、14歳の少年は少年院、14歳に達していない少年は児童自立支援施設というように異なる処遇を行うことがバランスを欠き適当でないというような場合について14歳未満でも少年院送致できる余地を認めるため、初等少年院の収容年齢を「おおむね14歳以上16歳未満」と修正すべきである。

III 保護観察中の者が遵守事項を守らなかった場合の措置について

<保護観察中の者に対する措置についての修正>

- 遵守事項を遵守せず、保護観察によっては改善更生を図ることができないと認めるときは、家庭裁判所が少年院送致等の決定をすることができる旨の規定を削除する。

- ・法案は、遵守事項を遵守しない保護観察中の者に対し、保護観察所長による警告手続を導入し、保護観察では改善更生を図ることができない保護観察中の者については、家庭裁判所が少年院送致等の保護処分決定をすることができるものとしている。しかし、保護観察中の少年は、保護司や保護観察官との信頼関係を築きながら成長・更生していくことが期待されており、保護観察処分の実効性を確保するためには、少年院送致という威嚇ではなく、保護観察官の増員や少年の保護事件への対応について適切な経験・能力を有する保護司を確保できるよう体制の改善を図ることがまず重要である。少年院送致という威嚇によって遵守事項を守らせようとするのは、保護観察制度の本来の意義を失わせるものであり、「二重処罰」にあたるおそれすらあるとの批判も出ている。したがって、この規定は削除すべきである。

IV 国選付添人制度の導入について

＜国選付添人制度の導入についての修正＞

- 国選付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う旨の規定を削除する。

- ・法案は、一定の重大事件について、現行の検察官が関与する場合の国選付添人制度に加えて、鑑別所送致の観護措置がとられている場合にも、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができる制度を導入することとしている。このことには賛成であるが、当該事件の審判終局決定前に少年が釈放された場合には国選付添人選任の効力が失われるとしている点については疑問である。審判終局決定前に試験観察などで釈放される場合でも、引き続き家庭等の環境の調整について付添人の役割が期待されるものと考えられるし、少年にとっても有力な援助者を失うことになってしまう。したがってこの失効規定は削除すべきである。

V その他

＜児童相談所等の体制整備＞

- 国及び地方公共団体は、触法少年及びぐ犯少年に係る事件に適切に対処できるよう、児童相談所等について、必要な体制の整備に努めるものとする旨の規定を置く。

- ・近年、児童相談所で取り扱う問題のうち、虐待事件などが急増し、触法少年などの処遇になかなか手が回らない実情もあると言われる。特に重大事件の場合には、児童相談所の事件調査能力に限界があることも手伝って、通告があってもすぐに家庭裁判所に送致してしまい、独自の調査などのきめ細かい対応を十分に行えていないのではないかと懸念がある。国や地方公共団体は、触法少年や14歳未満のぐ犯少年について、児童相談所が事実調査も含めて適切な対応ができるよう、児童相談所の人的・物的体制の充実・整備に務めるべきである。